

## 堺市上下水道局ホームページリニューアル業務提案書作成要領

### 1 業務名称

堺市上下水道局ホームページリニューアル業務

### 2 業務概要

堺市上下水道局ホームページは、利用者向けの給水契約の手続きや料金・使用料の支払いに関する事項をはじめ、事業者向けの工事関連の情報、災害や事故等における緊急情報、災害に備えた防災関連情報を迅速かつ的確に発信するための重要なコンテンツである。

しかしながら、利用者から情報発信の拡充や検索のしやすさを求める声をいただいていることや、情報セキュリティの確保、危機事象発生時におけるサーバへの負荷軽減等の課題を有している。今般、そのことを踏まえ「より分かりやすく・伝わる」ホームページにリニューアルするものである。

### 3 業務履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 4 契約担当課

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局 経営企画室

危機管理・広報広聴グループ（担当 國方）

電話番号 072-250-9208

F A X 072-250-6600

e-mail jougekiki@city.sakai.lg.jp

### 5 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成16年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優

先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者
- (7) 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、都道府県や政令指定都市（議会事務局、上下水道局、消防局等の独立した個別ホームページ作成も含む）、中核市（市のホームページのみ）においてホームページ導入実績を有する者。
- (8) 本市上下水道料金の滞納がない者

※ここでいう上下水道料金とは、水道料金及び下水道使用料のことをいう。

## 6 日程

内 容	期 間 等
(1) 公募開始日	令和 4 年 6 月 20 日(月)
(2) プロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日	令和 4 年 7 月 11 日(月)午後 5 時まで
(3) 質疑締切日時	令和 4 年 7 月 11 日(月)午後 5 時まで
(4) 質疑回答日	令和 4 年 7 月 15 日(金)
(5) プロポーザル参加資格確認結果通知日	令和 4 年 7 月 21 日(木) (予定)
(6) 企画提案書等・辞退届提出締切日	令和 4 年 7 月 25 日(月)
(7) 優先交渉権者及び次点者の決定	令和 4 年 8 月 8 日(月) (予定)
(8) 優先交渉権者との契約締結	令和 4 年 8 月 12 日(金) (予定)

※1 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※2 提案内容に関する各提案者からのプレゼンテーションを実施予定  
(令和4年8月上旬頃、詳細別途通知)。

※3 質疑、参加資格確認申請書、提案書等は公募開始日から提出可能とする。

## 7 応募書類の配布

前記6(1)の公募開始日から(2)プロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日まで、堺市上下水道局ホームページからダウンロードすること。

堺市上下水道局ホームページ:<https://water.city.sakai.lg.jp/>

## 8 提出方法

プロポーザル参加資格確認申請書等、辞退届、企画提案書等の提出方法は、**直接持参**または**簡易書留による郵送**(FAX不可)とする。

### 【持参の場合】

前記6の各提出期限日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)に持参すること。

### 【郵送の場合】

前記6の各提出期限内に必着とする。なお、郵便事情、交通事情その他の理由により、申込期間内に書類の到達又は提出がない場合は、受け付けないものとする。

## 9 提出書類

### (1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

#### ①提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書 **様式1**

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ) 会社概要等の事業の概要が分かるパンフレット等

(ウ) 履行実績申出書 **様式2**

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(エ) 同意書 **様式3**

・事業者(本社に限る)の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印(実印)を押印すること。

(オ) 国税の納税証明書(個人はその3の2、法人はその3の3(その3は不可)とし、本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。)

#### ②提出期限

前記6(2)のプロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

前記8の提出方法のとおり

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、本プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、前記6(5)のプロポーザル参加資格確認結果通知日に通知する。

(2)企画提案書等の提出

①提出書類

(ア) 業務実績 様式4 正1部、副4部

- ・提出書類は上記部数のほか、電子データを提出するものとする。
- ・電子データの提出方法は前記4の契約担当課までメールで送付すること。
- ・他都市（都道府県、政令指定都市、中核市等）における導入実績等に関して記入すること。
- ・記入した業務実績を証明できる資料（契約書の写し及び仕様書等）を添付すること。

(イ) 企画提案書 様式5

- ・A4版 横書 30ページ以内 左綴じ 両面印刷とすること。
- ・提出部数 正1部、副4部
- ・提出書類は上記部数のほか、電子データを提出するものとする。
- ・電子データの提出方法は前記4の契約担当課までメールで送付すること。
- ・正1部の表紙に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名と担当者連絡先を記載すること以外、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・正1部は製本したうえで、表紙に代表者印（実印）を押印すること。
- ・副4部は製本不要である。
- ・宛名は「堺市上下水道事業管理者」とすること。
- ・表紙には「堺市上下水道局ホームページリニューアル業務企画提案書」と記載すること。
- ・本業務において企画提案をすることができるのは1案だけである。
- ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。（本市が補正等を求める場合を除く。）

(ウ) 見積書

- ・見積書に記載する提案金額については、「提案書作成要領別紙2：提案金額の算出方法について」の内容を踏まえ、「イニシャルコスト」「ランニングコスト」それぞれの提案を行うものとする。なお、見積りにあたっては契約期間中における人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- ・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・宛名は「堺市上下水道事業管理者」とすること。
- ・見積書の提案上限金額は9,405,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・見積書の件名は「堺市上下水道局ホームページリニューアル業務見積書」と記載すること。

#### ②提出期限

前記6(6)の企画提案書等・辞退届提出締切日まで

#### ③提出先

前記4の契約担当課まで

#### ④提出方法

前記8の提出方法のとおり

### 10 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、様式6の質問書を用いて前記4の契約担当課までFAXもしくは電子メールにて問い合わせること。送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付期間は前記6(1)の公募開始日から(3)の質疑締切日時までとし、それ以後は一切受け付けない。

### 11 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、様式7の「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

企画提案書を提出した後に本プロポーザルの参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

#### (1) 辞退届提出期限

前記6(6)の企画提案書等・辞退届提出締切日まで

(2) 提出先

前記4の契約担当課まで

(3) 提出方法

前記8の提出方法のとおり

## 12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く。）

(3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合

(4) 提出期限までに書類が提出されない場合

(5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

(6) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(7) 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 契約を履行することが困難と認められる場合

(9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

(10) 本業務について2案以上の企画提案をした場合

(11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 13 企画提案書等の審査

(1) 公募審査基準

別添公募審査基準及び配点のとおり

(2) 審査方法

- ・審査基準に基づき堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会において審査し、一定の水準を満たしたうえで、最も高い評価を得た提案者を優先交渉権者とし、次に高い評価を得た提案者を次点者として選定する。
- ・提案者にプレゼンテーションを求める場合は、日時等詳細については別途連絡を行う。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

- ・応募者が 1 者であっても、提案内容が一定の水準に達していない場合は、「優先交渉権者なし」とする。
- (3) 審査結果  
審査結果は採否に関わらず、前記6(7)の優先交渉権者及び次点者の決定日に通知する。
- (4) 優先交渉権者の決定（優先交渉権者との契約締結）  
審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定する。

## 14 契約の締結

- (1) 優先交渉権者との契約締結
  - ① 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、本業務の契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は前記6(8)の契約締結日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
  - ② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。  
なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。
- (2) 契約金額  
契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。
- (3) 契約保証金  
本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の 10/100 以上とする（契約保証金には利子は付さない）。  
なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
  - ① 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
  - ② 過去 2 年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。
  - ③ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。
- (4) 誓約書の提出  
優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

でないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が 500 万円未満の場合は除く。）を作成し、提出すること。

## 15 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。  
なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。